

第Ⅱ部

課題別の取組



グアテマラの小学校において、生徒に算数を教えるJICA海外協力隊員（写真：JICA）

- 1 「質の高い成長」の実現に向けた協力 | 28
- 2 普遍的価値の共有、
平和で安全な社会の実現 | 44
- 3 地球規模課題への取組と
人間の安全保障の推進 | 60

第 II 部 課題別の取組

第 II 部では、日本が世界で行っている開発協力^{注1} に関し、「1 『質の高い成長』の実現に向けた協力」、 「2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進」の3つの主要な課題に関する最近の日本の取組を紹介します。

1. 「質の高い成長」の実現に向けた協力

開発途上国が自立的発展に向けた経済成長を実現するには、その成長が「質の高い成長」である必要があります。「質の高い成長」とは、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されない「包摂的」なものであると同時に、社会や環境と調和しながら継続できる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対する「強靱性」を兼ね備えたものです。これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は、自らの経験や知見、教訓および技術を活かし、途上国が「質の高い成長」を実現できるよう支援を行っています。

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要です。また、民間部門が中心的役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大など民間活動が活発になることが不可欠ですが、開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

日本の取組

…質の高いインフラ

開発途上国には依然として膨大なインフラ需要があり、2040年までのインフラ需給ギャップは約15兆ドルとも推計されています（出典：G20グローバル・インフラストラクチャー・ハブ（GIH））。しかし、途上国において、「質の高い成長」を実現するためには、ただ多くのインフラを整備するだけでなく、質の伴っ

たインフラを整備する必要があります。

具体的には、インフラ投資を行う上で、インフラの開放性・透明性、またライフサイクルコストからみた経済性、またマクロ（国）レベルの債務持続可能性を確保した上で、真に「質の高い成長」に資する「質の高いインフラ」を整備することが重要です。さらに、安全で、災害にも強い「強靱性」を有するのみならず、誰ひとり取り残さないという「包摂性」や社会や環境への影響にも配慮した「持続可能性」を備えたものであることも重要です。日本は、途上国の経済・開発戦略に沿った形で「質の高いインフラ」を整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。技術移転や雇用創出を含めながら、途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を支援できることは、日本の強みです。



ベトナムにおいて、日本の有償資金協力により建設されたニャットン橋（写真：JICA）

こうした「質の高い成長」に役立つインフラ整備への投資、すなわち「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となったのが、2016年のG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」です。さらに、質の高いインフラ投資の重要性および

^{注1} ここでいう「開発協力」とは、政府開発援助（ODA）や、それ以外の官民の資金・活動との連携も含む「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」を指す。

その諸要素については、中国議長下のG20杭州サミットにおいても合意されました。日本議長下のG20においては、これまでのG7およびG20での合意を踏まえつつ、国レベルの債務持続可能性等を含むインフラ・ガバナンスの強化等の要素を新たに盛り込みながら、インフラ投資がもたらす経済、環境、社会および開発面における正のインパクトの最大化を掲げる原則の策定に向け、議論を重ねました。その結果、2019年6月に開催された大阪サミットにおいて、①開放性、②透明性、③ライフサイクルコストから見た経済性、④債務持続可能性といった要素を盛り込んだ「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が、今後の質の高いインフラ投資に関する共通の戦略的方向性と志を示すものとして、新興ドナーを含むG20の首脳間で承認されました。このG20原則を普及させるために、各国が政策を立案し、実施する際に考慮すべき事項をまとめた文書「質の高いインフラ投資に関するグッド・プラクティス集」がOECDにより作成されました。また、2020年11月には日本とOECDの共催で、グッド・プラクティス集の完成を記念するイベントを開催し、中西外務大臣政務官から質の高いインフラ投資の重要性について発信しました。質の高いインフラ投資の重要性については、その後も二国間会談や様々な多国間会議の場において確認されてきています。

こうした中、2020年11月の日ASEAN首脳会議では、2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日ASEAN連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊^{かいろう}による連結性を強化し、3年間で1,000人の人材を育成していくことを発表しました。

日本政府は今後も、世界の質の高い成長のため、



2019年3月に開通したインドネシアのジャカルタ都市高速鉄道(MRT)の新型車両。日本の技術と運営ノウハウを全面的に導入して完成した。(写真: JICA)

「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を国際社会全体に普及させ、アジアを含む世界の国々や世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、OECD等の国際機関と連携し、「質の高いインフラ投資」の実施に向けた取組を進めていく考えです。

…貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金(OOF)*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、日本は途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

2019年8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議(TICAD7)では、ビジネスの促進が議論の中心となり、6つの全体会合の1つとして、「官民ビジネス対話」が実施されました。本会合はTICAD史上初めて民間企業を公式なパートナーと位置づけ、アフリカの官民と日本の官民が直接対話する場となり、日・アフリカ間の貿易投資拡大のための具体的な提案がなされたほか、直接投資の拡大や現地における人材育成を含む日本によるアフリカの民間セクター育成支援への強い期待が表明されました。また、安倍総理大臣(当時)からは、過去3年間で200億ドル規模だった対アフリカ民間投資が今後さらに大きくなるよう、政府として全力を尽くす旨表明しました。

2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で海外への渡航が困難となり、日・アフリカ間のビジネスは一時停滞しました。当初は、アフリカにおける感染爆発が危惧されていたものの、アフリカ各国が水際対策・国内の移動制限を早期に強化したことなどから、感染拡大は比較的緩やかで、死亡率も低く留まっています。こうした状況の中、2020年秋には、多くの国で定期航空便が再開されるとともに、日本企業の駐在員がアフリカへ帰任する動きが見られました。現地で活動する日本企業も新型コロナ対策を講じながら、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナのビジネスを模索している最中です。日本政府としてもその流れを後押しすべく、産業人材育成やイノベーション・投資の促進を通じて、引き続き日本企業のアフリカ進出を全力で支援していきます。

また、世界貿易機関(WTO)では、途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進

インド政府は、インド経済のさらなる成長のため、製造業の強化を重視していますが、その際の課題の1つとして、製造業において経営幹部となり得る人材が不足していることが指摘されています。近年は、環境汚染や省資源化への対応、貧困層を対象とするビジネス展開など、製造業において対応すべき新たな社会的なニーズも生まれており、こうした新たな変化にも応えていくことができる経営幹部の育成は、製造業の持続的・包括的な発展にとって重要となっています。



訪日研修の学びから着想したインドの廃棄物管理のビジネス計画について発表を行い、全体で意見交換を行う研修参加者（写真：JICA）

本プロジェクトは、2007年から2013年の間に日本が実施した「製造業経営幹部育成支援プロジェクト」で確立された経営幹部育成プログラム*の枠組みを基礎としています。これまでに、日本のものづくりの経験を活かしながら、1,000社を超える企業に対する人材育成や、1,200人以上の上・中級経営幹部の育成など、製造業をリードする人材の育成をインド全土で進めてきました。

また、日本から専門家を派遣し、商品の部品などを供給する企業とその下請けとなる企業間の連携の向上などに関する専門的知識や技術の指導を実施しているほか、環境配慮と誰も取り残さない成長といったテーマを盛り込んだ研修も行っています。さらに、日本流のものづくりの精神と経営手法を伝えるべく、日本における研修も実施しており、ものづくりの現場視察や、日本の社会文化についての研究・発表を通じて、参加した経営幹部候補の意識改革にも貢献しています。

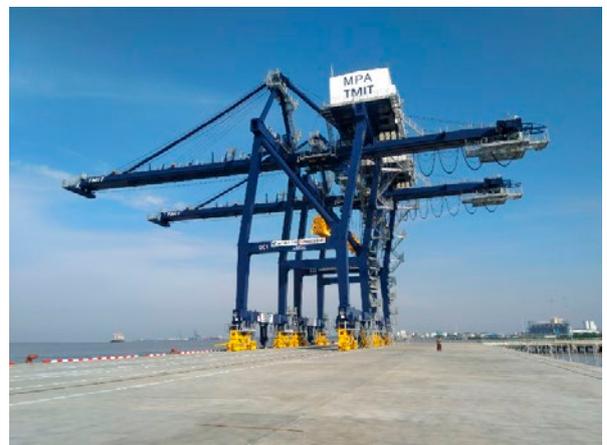
本プロジェクトは、インド政府からの評価も極めて高く、引き続き日本流の経営手法を普及することにより、インドの製造業の基盤が強化されることが期待されています。

* 上級・中堅管理者を対象とした「上級経営幹部コース」、製造業経験者の中堅管理者候補を対象とした「中級経営幹部コース」（大学院での学位認定プログラム）、下請け中小企業を対象とした「中小企業育成コース」から構成されている。

することが重視されています。日本は、「貿易のための援助（Aid for Trade）」*に特化した国際機関である国際貿易センター（ITC）などに拠出し、途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、日本は途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特惠関税制度（GSP）を導入しており、特に後発開発途上国（LDCs）*に対しては特別特惠関税制度を導入し、無税無枠措置*をとっています。また日本は、経済連携協定（EPA）*や投資協定を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化および保護を通じたビジネス環境の整備を促進することにより、日本企業の途上国市場への進出を後押しし、ひいては、途上国の経済成長にも資することが期待されます。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、WTOやOECDをはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助（AfT）」に関する議論が活発になっています。日本は、途上国



日本の有償資金協力により整備されたミャンマーのティラワ港。日本の官民が参画するティラワ工業団地（SEZ）の玄関口であり、ミャンマーと諸外国との間を多くの貨物が行き来している。（写真：JICA）

が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備や、発電所・送電網などの建設事業への資金の供与、および税関職員、知的財産権の専門家の教育などの貿易関連分野における技術協力を実施しています。

これらの協力のうち、途上国税関への支援に関しては、ASEAN諸国を中心に、日本の税関の専門的知識

や技術などの共有を通じて、途上国税関の能力向上を目的とした支援を積極的に行っています。また、世界税関機構（WCO）への拠出金を通じて、WCOが実施する能力構築支援活動に貢献し、WCOのツールやベスト・プラクティスの導入・普及の促進を通じた国際貿易の円滑化および安全確保の両立等のための支援を実施しています。さらに、日本の税関出身のJICA長期専門家を、ASEAN6か国^{注2}に派遣し、個別分野のニーズに応じた支援を実施するとともに、アフリカではJICA/WCO合同プロジェクトのもと、各国税関で指導的役割を担う教官を育成するプログラムを実施しています。



「東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト」において、タイの税関を訪問し、プロジェクト専門家から話を聞く東アフリカ税関職員（写真：JICA）

さらに、途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して、「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、途上国へ民間からの投資を呼び込むため、途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。このほか、2017年2月に発効した「貿易の円滑化に関する協定（TFA）」*の実施により、日本の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならず、サプライ・チェーンを国際的に展開している日本の企業の貿易をはじめとする経済活動を後押しすること、また、途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易および投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待されます。

…国内資金動員支援

開発途上国が、自らのオーナーシップ（主体的な取組）で様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、途上国が必要な開発資金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G7、G20、国際通貨基金（IMF）、および国際開発金融機関（MDBs）*等の議論場において重要性が指摘されている分野であり、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」においても取り上げられています。

日本は、国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、関連の支援を途上国に対して提供しています。たとえば、日本は、途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力を積極的に行っており、2020年には、税務調査、税源浸食と利益移転（BEPS）、審理事務^{注3}などの分野について、ミャンマー、フィリピン、インドネシアへ国税庁の職員を講師として派遣しました。このほか、日本は、租税条約^{注4}や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する途上国の理解を深めるために、それらの分野における専門家を途上国に派遣してセミナーや講義を行う、「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」の展開を20年以上支援してきています。また、IMFやアジア開発銀行（ADB）が実施する国内資金動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っており、アジア地域を含む途上国における税分野の能力強化に貢献しています。

また、近年、富裕層や多国籍企業が国際的な課税逃れに関与することに対する世論の視線は厳しいものになっています。この点、たとえば世界銀行やADBにおいても、民間投資案件を形成する際に、実効的な税務情報が明確でないなど、税の透明性が欠如していると認められる地域を投資経路地として利用する案件について、案件形成の中止も含めて検討する制度も導入されています。国際開発金融機関（MDBs）を通じた投資は途上国の発展にとって重要な手段の一つであり、開発資金の提供の観点からも、途上国の税の透明性を高める支援の重要性は増えています。

注2 カンボジア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオス、タイの6か国。

注3 事案の課税内容についての事実認定の可否や法令、通達に適合しているかどうかを適切に判断する事務。

注4 所得に対する租税に関する、二重課税の除去、脱税および租税回避の防止のための二国間の条約。

さらに、2012年にOECD租税委員会が立ち上げた、多国籍企業等による過度な節税対策の防止に取り組むOECD/G20 BEPSプロジェクト*の成果も、途上国の持続的な発展にとって重要です。このプロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、企業活動や行政の透明性は高まり、経済活動が行われている場所での適切な課税が可能になります。途上国は、多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課・徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、BEPSプロジェクトで勧告された措置を実施する枠組みには、

途上国を含む139以上の国・地域が参加しています。

…金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

こうした考えのもと、金融庁は、2020年2月に、アジア等の途上国の証券監督当局の職員を招聘し、日本の証券分野の規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。



用語解説

* その他の公的資金 (OOF : Other Official Flows)

政府による途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしない、条件の緩やかさが基準に達していないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資などを指す。

* 後発開発途上国 (LDCs : Least Developed Countries)

国連による開発途上国の所得別分類で、途上国の中でも特に開発が遅れており、2014~2016年の1人当たりの国民総所得(GNI)が平均で1,025ドル以下などの基準を満たした国々。2020年現在、アジア7か国、中東2か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州3か国の46か国が該当する。

* 無税無枠措置

後発開発途上国(LDCs)からの輸入産品に対し、原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで、同措置の対象品目を拡大してきており、全品目の約98%を無税無枠で輸入可能としている。

* 経済連携協定 (EPA : Economic Partnership Agreement)

特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、さらなる経済成長につながることを期待される。

* 貿易のための援助 (AfT : Aid for Trade)

途上国がWTOの多角的貿易体制のもとで、貿易を通じて経済成長と貧困削減を達成することを目的として、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

* 一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すものであり、海外でも活用している。一村一品キャンペーンでは、アジア、アフリカなど、途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具をはじめとする魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援している。

* 貿易の円滑化に関する協定 (TFA : Trade Facilitation Agreement)

貿易の促進を目的として通関手続の簡素化、透明性向上等について定める協定で、2017年2月に発効した。WTO設立(1995年)以降、初めて全加盟国が参加して新たに作成した多国間協定。WTOによれば、TFAの完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均14.3%減少し、世界の物品の輸出が1兆ドル以上に増大する可能性があるとされている。

* 国際開発金融機関 (MDBs : Multilateral Development Banks)

開発途上国の貧困削減や持続的な経済・社会的発展を、金融支援や技術支援、知的貢献を通じて総合的に支援する国際機関の総称。一般的にMDBsと言えば、全世界を支援対象とする世界銀行グループ(World Bank Group)と、各所轄地域を支援するアジア開発銀行(ADB: Asian Development Bank)、米州開発銀行(IDB: Inter-American Development Bank)、アフリカ開発銀行(AfDB: African Development Bank)、欧州復興開発銀行(EBRD: European Bank for Reconstruction and Development)の4つの地域開発金融機関を指す。

* OECD/G20 BEPSプロジェクト

BEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。BEPSプロジェクトは、こうした問題に対処するため、2012年6月にOECD租税委員会(2016年末まで日本が議長)が立ち上げたもので、公正な競争条件を確保し、国際課税ルールを世界経済および企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すことを目指している。2021年2月現在、「包摂的枠組」には、139以上の国・地域が参加しており、2020年12月現在、「税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約(BEPS防止措置実施条約)」を93か国・地域が署名、日本を含む59か国・地域が批准書を寄託している。



パラオの空港事業に日本企業が進出！

～パラオの観光産業の発展に貢献するオールジャパンでの取組～

パラオでは、観光業がGDPの7割以上を占め、国の財政や産業も観光によって支えられています。しかし2015年以降、観光客数の増加に伴って、同国唯一の国際空港であるパラオ国際空港では空港の施設容量を超える利用者を抱え、ピーク時には出入国審査やチェックインのカウンターに長蛇の行列ができるなどの問題が発生していました。パラオが観光立国として今後も成長していくためには、空港施設の拡張や運営面の改善が急務となっています。

このような課題を解決するため、日本はパラオに対し、2019年から「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」を実施しています。

本事業は、航空産業に関する豊富な知見や航空会社とのネットワークを持つ双日株式会社、羽田空港の旅客ターミナルビルの運営ノウハウを持ち世界的に高い評価を受ける日本空港ビルデング株式会社（JAT）、および株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）による共同出資事業であり、大洋州地域初となるJICAの海外投融資*1制度に基づく融資で同事業を後押しすることにより実現しました。事業を開始するにあたって、双日およびJATはまずJICAの準備調査を通じて検討を深めたのち、双日、JAT、JOINがパラオ政府とともに現地で空港運営事業会社パラオ・インターナショナル・エアポート株式会社（PIAC）を設立しました。その後、同社を通じてパラオ国際空港の既存ターミナルの改修・拡張を行うとともに、運営および維持管理業務を行い、同国に対して空港運営に関するノウハウを伝達しています。また、改修する既存ターミナルは2003年に無償資金協力で整備したものであり、日本による一貫した支援が本事業化につながっています。

本事業の実施に至った経緯について、PIACに出向していた双日の浅枝真弘氏は次のように語ります。「双日とJATは、以前から日本国内外の空港運営に携わることに強い関心を持っていました。そこで、各社の有するノウハウやネットワークが活用できることから、日本と関係が深い親日国であるパラオに注目しました。日本がこれまで実施してきたパラオへの支援の実績により、パラオ政府も日本企業が実施する本事業を好意的に受け止めてくれたのだと思います。」

パラオ国際空港の運営面における改善や指導を実施しているJATにとっては、本事業が初の海外事業となりました。現地では、PIACと双日、JAT、JOINが手を取り合い、新型コロナウイルス感染症の拡大による改修工事の遅れといった予期せぬ事態や、日



JATによる清掃指導の様子（写真：PIAC）



建設中の新ターミナル（2021年1月）（写真：PIAC）

本とパラオとの文化・慣習の違いに配慮しながらも着実に事業を進めています。

「JATは、パラオ国際空港の運営改善全般にわたり、様々な提案を行いました。具体的には、清掃の徹底、案内サインの設置場所の改善、バリアフリー化を視野に入れた施設の改修、空港とテナントとの協力関係の強化、空港の拡張に伴う新規テナントの配置などです。日本での経験をPIACと共有し、進めています。」と、JATの武井涼氏は話します。

また、現地で事業の実施にあたるPIACの成田満副社長（JATより出向中）は、「事業開始当初はタイムカードによる勤務時間の管理がなされておらず、設備のメンテナンスや清掃に関する体系的なマニュアルが存在しない状況でした。業務の改善は、現地の方々の意識改革や働きやすい環境づくりから粘り強く行いました。」と、話してくれました。

本事業は、パラオの抱える重要な課題を日本政府と日本企業が協力して解決するといった、まさにオールジャパンの取組です。パラオでは、これまでインフラ施設が民営化された前例がなかったこともあり、本事業は、同国における基幹インフラの民営化を推進するきっかけにもなっています。また、パラオにおける初の官民連携（PPP）インフラ事業*2でもある本事業は、同国において官民連携のモデルケースとなっており、他国の企業との間でも、再生可能エネルギーを活用した電力事業がPPP方式により新しく実施されることが検討されています。日本企業の有する専門的な知見や技術をひとつひとつ現地に伝えていくことを通じ、同空港を利用する旅客とフライト数の拡大につなげ、観光産業に大きく依存するパラオ経済の発展に寄与すること、さらには、本事業の成功を通じて、パラオに進出する日本企業が増えることが期待されています。

新型コロナウイルスによる困難を克服し、本事業の成功が、日本とパラオとの友好・信頼関係のさらなる促進につながるよう、日本は引き続き民間企業と連携していきます。

*1 本スキームの詳細については、139ページを参照。

*2 制度の詳細については、136ページを参照。

2

開発協カトピックス

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進

2016年に日本が提唱した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）」の考え方は、今や米国のみならず、オーストラリア、インド、ASEAN諸国、欧州諸国にまで広がりがつつあります。

2020年10月の菅総理のベトナムおよびインドネシア訪問の際、ASEANによる「インド太平洋に関するASEANアウトック（AOIP）」とFOIPの連携等について首脳間で意見交換がなされました。翌月の日ASEAN首脳会議では、「インド太平洋に関するASEANアウトックについての日ASEAN首脳会議共同声明」が発出され、AOIPとFOIPが、本質的な原則を共有していることが確認されました。同声明では、海洋協力、連結性、SDGs、経済というAOIPの重点分野に沿って協力を進めていきます。FOIPの重要性とAOIPに対する全面的な支持は2020年10月に東京で開催した日米豪印外相会合でも再確認されています。アフリカ諸国についても、2020年12月の茂木大臣の外遊時に各国ハイレベルとFOIPの実現に向け協力することで一致しました。日本は、今後も様々なパートナーと緊密に連携しながら、重層的な協力関係を強化していきます。

FOIPの実現のための基本的な考え方は、①海洋秩序に関する政策発信や、海洋法の知見の国際社会との共有、②自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、③インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現、④能力構築支援等を通じたガバナンスの強化、⑤海洋安全保障および海上安全の確保であり、その実現のためにODAも戦略



第2回日米豪印外相会合に出席する茂木外務大臣（2020年10月6日）

的に活用してきています。

インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現に向けた質の高いインフラの整備と

しては、「メコンの大動脈」と言われるホーチミン、プノンペン、バンコクの巨大都市を結びインド洋に抜ける南部経済回廊^{かいろ}や、ベトナムのダナンからラオス、タイ内陸部を結びミャンマーを通じてインド洋につながる東西経済回廊の連結性強化に資するプロジェクトを実施してきました。具体的には、カンボジアのつばさ橋の建設やラオスの国道9号線の改修など、物流の効率化や交通渋滞の緩和に寄与する取組を実施しています。また、インドネシア西ジャワ州パティンバンでは新港建設を支援中で、2020年12月には先行開港区の建設が一定程度終了したことから、一部区間の完成披露として暫定オープン式典が行われました。さらに、能力構築支援等を通じたガバナンスの強化の例として、自立的かつ持続可能な成長を後押しするため、相手国政府の財政政策や公的債務管理に関する能力強化を目的に、マクロ経済政策アドバイザーの派遣なども実施しています。

海上安全の確保の観点からは、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピン・ベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーをはじめとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて海上法執行能力構築支援を積極的に実施し、海賊やテロといった要因を取り除き、平和と安定を確保すべく取組を継続しています。

日本およびこの地域の安定と繁栄は、透明性の高いルールに支えられ、様々な人・物・知恵が活発に行き交う「自由で開かれたインド太平洋」の存在なくしてはあり得ません。日本はこれからも、ODAを含む様々な支援を活用し、FOIPの実現に向けた取組を進めていきます。



日本の支援により建設された「つばさ橋」（写真：久野真一/JICA）

(2) 債務問題への取組

公的金融による支援は、開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に活用する場合、経済成長に大きく貢献しますが、供与時点では予想しなかった事情等によって返済が困難となり、過剰に債務を抱えてしまった場合には、途上国の持続的成長を阻害する要因となり得ます。本来は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が途上国の発展の足かせになっている場合、国際社会による対応が必要になります（新型コロナの流行を受けた途上国債務問題への対応については、6ページの開発途上国の債務問題への対応を参照）。

2005年のG8グレンイーグルズ・サミット（英国）では、重債務貧困国（HIPC）*が、IMF、国際開発協会（IDA）およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するという提案であるマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI：Multilateral Debt Relief Initiative）が合意されました。最貧国の債務問題に関しては、重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%削減などを行うこととした、拡大HIPCイニシアティブ注5について、これまでに39か国がその対象となっています。経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達したという条件を満たした結果、2019年度末には、そのうち36か国で包括的な債務削減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国の中にも、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないよう、適切に対応していく必要があります。2003年、パリクラブ注6において、「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当てており、債務負担が大きく、支払い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられています。

しかし、近年、一部の低所得国においては、拡大HIPCイニシアティブやマルチ債務救済イニシアティブ

による債務救済を受けたにもかかわらず、再び公的債務が累積し、債務持続可能性が懸念されています。この背景として、債務国側では、自国の債務データを収集・開示し、債務を適切に管理する能力が不足していること、債権者側では、担保付貸付等の非伝統的かつ非譲許的な貸付を含む、新興債権国や民間債権者による貸付が増加していることが指摘されています。このような状況を踏まえ、G20では、低所得国における債務透明性の向上および債務持続可能性の確保に向けた議論を行っており、とりわけ日本議長下の2019年、G20において、債務国および官民の債権者双方による協働を呼びかけ、2019年6月、福岡でのG20財務大臣・中央銀行総裁会議および大阪でのG20サミットにおいて、それぞれの具体的な取組の進展を確認することができました。

2020年4月、新型コロナの拡大による低所得国への影響に対処するため、G20およびパリクラブは、これら諸国の公的債務の支払いを2020年末まで一時的に猶予する「債務支払猶予イニシアティブ」（DSSI）に合意しました。このDSSIの支払猶予期間については、2020年10月、新型コロナの影響に引き続き対処する必要があるとの観点から、6か月間の延長が合意されました。さらに、2020年11月、G20およびパリクラブは、DSSI対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）に合意しました。G20およびパリクラブは、DSSIに基づく債務の支払猶予を着実に実施するとともに、今後、「共通枠組」のもとで、DSSI対象国からの要請に基づき、必要に応じて、個別に債務救済を実施していくこととなります。

低所得国をはじめとする各国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つとして、インフラ投資が挙げられます。港湾、道路といったインフラ案件は額が大きく、その借入金の返済は借りた国にとって大きな負担となることがあります。インフラ案件への融資を行う場合には、貸す側も借りる側も債務持続可能性について十分に考慮することが必要です。債務持続可能性を考慮しない融資は、「債務の罌」として国際社会から批判されています。2019年のG20大阪サミットで各国首脳によって承認された「質の高いイン

注5 1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。

注6 特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

アジア、アフリカ各地域で普及が進んでおり、2019年3月には新たにアンゴラが採用を決定したことで、同年12月現在、計20か国^{注10}で採用されています。日本は、ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施しており、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。総務省では、ISDB-Tの海外展開のため、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

ASEAN地域においては、インドネシアやフィリピンを中心とする^{とうしょ}島嶼国の遠隔地に低コストで高速のインターネット利用環境を整備しています。アジア太平洋地域では、^{ぜいじやく}脆弱なインフラや利用コストが負担できないことなどを要因としてインターネットが利用できない人々は20億人以上おり、日本は低コストで高速のインターネット利用環境を整備するためASEAN海外投融資イニシアティブ（99ページの案件紹介も参照）のもと、2,500ドルの融資を行いました。

また、日本は、「防災ICTシステムの海外展開」にも取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、コミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。引き続き、日本は、防災ICTシステムの海外展開を促進する支援を実施し、途上国における防災能力の向上等に寄与することを目指します（防災について、詳細は86ページを参照）。

加えて、日本は、各種国際機関と積極的に連携した取組も行っており、電気通信およびICTに関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）^{*}と協力し、途上国に対して、電気通信およびICT分野の様々な開発支援を行っています。

新型コロナの世界的な拡大を受け、2020年10月、アフリカ諸国を主な対象として、新型コロナの感染拡大の抑止に資するデジタルインフラ強化および利用環境整備のための国家戦略の策定等を支援する、総務省およびITUの共同プロジェクトを開始しました。本プロジェクトには、サウジアラビアも参加し、今後、総務省、ITUおよびサウジアラビアの3者が協力してプ

ロジェクトを進めていきます。

アジア・太平洋地域では、情報通信分野の国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）^{*}が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。2020年には3年に1度のAPT総会がバーチャルで開催され、日本の議長運営のもと、2021年から2023年のAPT戦略計画や予算等についての審議・決定が行われたほか、次期事務局長・事務局次長の選挙が行われ、^{こんどうまさのり}近藤勝則氏が事務局長に選出されました。

日本は、APTの活動の主な目的の1つである情報通信に関する人材育成を推進するため、毎年、APTが実施する数多くの研修を支援しています。2019年度には、ブロードバンドネットワークやサイバーセキュリティ等に関する研修を5件実施し、各加盟国から約50名が参加しました。研修では、各研修生が座学および施設見学で日本の技術を学び、自国のICT技術の発展に役立てています。また、日本の技術システムをアジア太平洋地域に広めることで、日本企業の同地域への進出も期待できます。



ベトナムにおける「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」での認定ホワイトハッカー研修の様子（写真：JICA）

また、東南アジア諸国連合（ASEAN）では、2015年11月にASEAN首脳会議で採択された「2025年までの新たな指標となるブループリント（詳細な設計）」で、ICTがASEANに経済的・社会的変革をもたらす重要な鍵として位置付けられ、同年11月に開催されたASEAN情報通信大臣会合において、2020年に向けたASEANのICT戦略である「ASEANICTマスタープラン2020（AIM2020）」が策定されています。さらに、近年特に各国の関心が高まっているサイ

^{注10} 日本、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、モルディブ、スリランカ、ニカラグア、エルサルバドル、アンゴラの20か国（2019年12月時点）。

バー攻撃を取り巻く問題についても、日本はASEANとの間で、情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化することで一致しています。

日本は、2016年にサイバーセキュリティ戦略本部に報告した「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」に基づき、具体的取組として、日ASEAN統合基金 (JAIF)*を通じて「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター (AJCCBC)」を設立する (詳細は56ページを参照) とともに、2020年1月には日ASEAN技術協力協定に基づくサイバーセキュリティ研修 (詳細は57ページの案件紹介を参照) を実施しました。

…科学技術・イノベーション促進、研究開発

ODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)*は、日本の科学技術に関する支援の主な取組として2008年に始まり、2020年度までに、世界52か国において157件の共同研究プロジェクトが採択されています (149ページの「匠の技術、世界へ」も参照)。

また、日本は、工学系大学への支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。

アジアでは、マレーシア日本国際工科院 (MJIT: Malaysia-Japan International Institute of Technology) に対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の編成を支援しています。また、日本国内の27大学および2研究機関と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています。さらに、日本は、タイに所在し、工学・技術部や環境・



SATREPSのもと、ザンビアで実施されている「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究プロジェクト」にて、夜に捕獲したコウモリを選別している様子 (写真: 北海道大学) (149ページの「匠の技術、世界へ」も参照)

資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有する、アジア地域でトップレベルの大学院大学であるアジア工科大学院 (AIT: Asian Institute of Technology) において、日本人教官が教鞭きょうべんをとるリモートセンシング (衛星画像解析) 分野の学科に所属する学生への奨学金を拠出しており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人材の育成に貢献しています。

エジプトでは、日本型の工学系大学院教育の特徴を活かした、少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育の提供をコンセプトとする公的な大学である「エジプト・日本科学技術大学 (E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology)」を継続して支援しています。日本国内の大学の協力を得て、実践的な工学教育や日本式の研究中心等の教育の導入など、大学院・学部の運営支援を行っているほか、アフリカ諸国からの留学生受入れも支援しており、アフリカ・中東地域における産業・科学技術人材の育成に貢献しています。



用語 解説

* 重債務貧困国 (HIPCs : Heavily Indebted Poor Countries)

貧しく、かつ重い債務を負っているとして、包括的な債務救済枠組である「拡大HIPCイニシアティブ」の適用対象となっている、主にアフリカ地域および東アジア地域を中心とする39の開発途上国。

* 地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T : Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

* 国際電気通信連合 (ITU : International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野に関する国連の専門機関（本部：スイス・ジュネーブ。193か国が加盟）。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施している。

* アジア・太平洋電気通信共同体 (APT : Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立された、アジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施している。

* 日・ASEAN統合基金 (JAIF : Japan-ASEAN Integration Fund)

ASEAN共同体の設立を目指し、域内格差の是正を中心とした統合を進めるASEAN諸国の努力を支援するため、2005年12月の日・ASEAN首脳会議において小泉総理大臣（当時）が総額75億円（約70.1百万ドル）を拠出することを表明したことを受け2006年に設置された基金。その後、2013年の日・ASEAN特別首脳会議において、安倍総理大臣（当時）が「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」および実施計画を発出するとともに、①海洋協力、②防災協力、③テロ・サイバー対策、④ASEAN連結性強化を4つの重点事項として同ビジョン・ステートメントおよび実施計画（2017年に実施計画を改訂）を実現するために活用することを想定した「JAIF2.0」に総額1億ドルを拠出することを表明。日本は、2019年および2020年にも「JAIF2.0」に追加拠出をしている。

* 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development) → 149ページの「匠の技術、世界へ」も参照

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向けた研究を行い、①国際科学技術協力の強化、②地球規模課題の解決につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出、③キャパシティ・ディベロップメント^{注11}を目的とし、日本と途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省と国際協力機構（JICA）が文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と途上国側の研究機関・研究者を支援している。

^{注11} 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成を行うこと。

(4) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

質の高い成長のためには、人々が必要な職業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会が限られている上に、人的資源が有効に活用されておらず、十分な所得を得る機会が少ない傾向にあります。適切な人材の不足が途上国の産業発展に大きな障害となっています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くこと（雇用）による所得の向上は、人々の生活水準を高めるための重要な手段となります。ところが、世界の雇用情勢は低迷しており、2019年の失業者数は、前年度より160万人増加し、1億8,800万人でした。また、国際労働機関（ILO）は、新型コロナの感染拡大により、2020年4月から6月の世界の総就労時間が感染拡大前と比べて約17%減少し、フルタイム労働者換算で4億9,500万人に相当するという統計を発表しました。こうした状況の中で、より良い仕事の未来に向けて安定した雇用を生み出していくためには、それぞれの国が、社会的セーフティー・ネット^{注12}を構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えた国際的な取組として、SDGsの目標8で設定された「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

日本の取組

・・・職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において、多様な技術や技能のニーズに対応できる人材育成への要請に基づいて、各国で拠点となる技術専門学校および職業訓練校への支援を実施しています。支援の実施にあたり、日本は民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。

産業人材育成分野では、日本は、2000年から2019年の間に、31か国64案件で、日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発／改訂、指導員能力強化、産業界との連携を通じた複合的な協力を実

施しました。これにより、6か国12校の施設および機材の整備や、職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関への支援が行われました。また、日本は、8か国14案件で、女性・障害者・除隊兵士や、難民および紛争の影響下にある人々等の生計向上を目的とした技能開発（skill development）に貢献しました。

2015年の日ASEAN首脳会議では、アジア地域において3年間で4万人の産業人材育成を目指す「産業人材育成協力イニシアティブ」が発表されました。2018年11月の日ASEAN首脳会議においては、同イニシアティブが目標を大幅に超える形で達成したことを受けて、日ASEAN友好協力50周年（2023年）を見据え、アジア地域において今後5年間で8万人規模の産業人材育成を実施する「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」が発表されました。この中では、これまで重視してきた実践的技術力、設計・開発力、イノベーション力、経営・企画・管理力に係る協力に加え、AI等のデジタル分野における協力を含む産業高度化力を新たな協力分野としています。

さらに、2016年に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、日本は、ODAを活用し、日本とアジアの途上国の双方におけるイノベーション促進に貢献することを目的として、2017年度から5年間で、約1,000人を目標に、アジアの優秀な学生等に日本での留学やインターンシップの機会を提供し、日本とアジア諸国間で高度人材を環流させる新たな取組である「イノベティブ・アジア」事業を行うこととしました。この事業は、首脳会談等の機会に相手国側からも高く評価されており、中長期的には、日本と各国の外交関係強化につながることを目指しています。

このほか、厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジア^{注13}を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験）のノウハウを移転する研修等^{注14}を日本国内および対象国内で行っています。2019年度にこれらの研修に参加したのは、3か国合計123名で、これにより、

注12 人々が安全で安心して暮らせる仕組みのこと。

注13 インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスが対象。

注14 「試験基準・試験問題作成担当者研修」、「試験・採点担当者研修」および「トライアル検定評価担当者研修」の3種類がある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。

対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

また、アフリカに関して、2019年8月に横浜で開催されたTICAD7において、「TICAD7における日本の取組」の一環として、産業人材育成支援を打ち出しました。その中で、カイゼン・イニシアティブ（43ページの「国際協力の現場から」も参照）、および職業訓練センターやアフリカ開発銀行信託基金による技術支援等を通じ、イノベーションや農業・ブルーエコノミー^{注15}等の産業多角化と雇用創出を支える



日本が能力強化を支援しているアンゴラの職業訓練センターの建築学科の屋外実習にて、安全第一で作業を行う様子（写真：JICA）

140,000人の人材育成を行うことや、ABEイニシアティブ*（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0により、日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を6年間で3,000人育成することなどを表明しました。産学官連携によるABEイニシアティブを通じては、2019年度末までに、日本全国の84大学162研究科がすでに1,200人以上の研修員を受け入れています。

…雇用創出を含む労働分野

日本は、労働分野における支援も進めています。多発する重大な労働災害等への対応や、世界的なサプライ・チェーンの拡大が進む中で、労働者の権利保護や雇用安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっており、グローバルな視点での労働環境の整備が重要な課題となっています。日本は、これらの課題に対し、国際労働機関（ILO）への任意拠出金等を通じて、アジアを中心とした途上国に向けて、労働安全衛生水準の向上や、労働環境の整備・改善などに寄与する技術協力を行っています。このほか、ガンビア、モーリタニアおよびモザンビークでの若者等の雇用支援など、アフリカ地域における支援にも貢献しており、「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）」の実現に向けた取組を行っています。



用語解説

* ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）

アフリカの産業人材育成と日本企業のアフリカビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、アフリカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得と日本企業などでのインターンシップの機会を提供するプログラム。2013年に開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）で、ABEイニシアティブにより5年間1,000人の受入れを表明し、さらに2016年のTICAD VIでは、新たに現場における人材育成を加えて3年間で1,500人を育成することを発表。2019年のTICAD7でも継続して取り組んでいくことが表明され、6年間で3,000人を育成することを発表した。

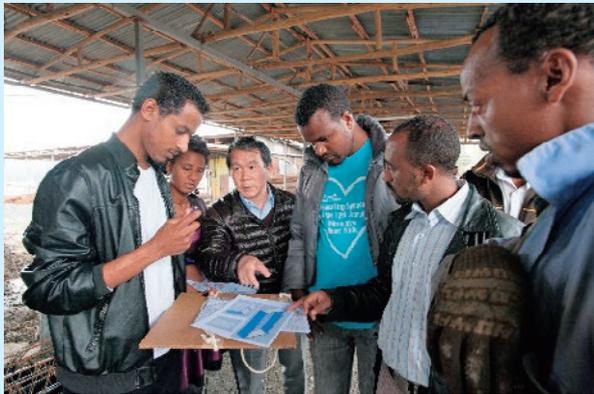
注15 海や河川、湖等における資源の持続的な利用を通じて、海洋資源の保全と経済発展の両立を目指すもの。

国際協力の現場から



「カイゼン」でエチオピアの未来を拓く

～日本の強みを生かし、技術協力と無償資金協力の組み合わせで相乗効果を発揮～



建築資材工場でエチオピア人のカウンターパートおよび企業側担当者
と協議する杉本専門家（2013年2月）（写真：日本開発サービス）

アフリカ東部に位置するエチオピアでは、製造業をはじめとした国内産業の競争力を高めるため、日本発の「カイゼン*」という手法に着目し、2009年からJICAを通じた協力が開始されました。故メレス首相（当時）の肝いりでエチオピアカイゼン機構（EKI：Ethiopian KAIZEN Institute）が設立され、日本の協力は、EKIを足掛かりに、まずは「カイゼン」の考え方をエチオピア国内で定着させるため、研修や工場でのカイゼン実習を通じて技術や経験を移転する技術協力の取組を進めることからスタートしました。

この協力の成果によって、現在はエチオピア国内に広く概念が普及し、同国企業を対象に「カイゼン」の取組について研修やカイゼン指導を行うコンサルタントの資格認証登録制度も導入されました。設立当初はわずか9名のスタッフで始まったEKIは、約110名のコンサルタントを抱えるまでになり、多くの同国企業に「カイゼン」を広めています。また、現在は、日本人専門家が帰国した後もエチオピア人スタッフ自身の手でEKIが「カイゼン」の普及を行うことができるようにするための協力が進められています。

「私たちの指標では生産性が3～5割上がった例も珍しくありません。これからは学校や省庁などへの展開や、企業においては経営戦略やマーケティングへの波及、さらには『カイゼン』技術を首都圏だけでなくエチオピア全土に広げていくことが課題です。」と、2011年から2020年



TICAD産業人材育成センター完成予想図（建設：株式会社フジタ、機材調達：株式会社シリウス）（作成：日本工営・コーエイリサーチ&コンサルティングJV）

に技術協力専門家／総括として指導した株式会社日本開発サービスの杉本次次氏は語ります。

製造業だけでなく、サービ

ス業などにも「カイゼン」を普及させたいエチオピア政府は、現在、輸送を担う政府系の公社に対してもEKIのコンサルタントによる研修を実施しています。その結果、5Sの徹底や輸送ルート・手段の組み合わせの見直しなどによって、年間約1億円の費用を削減するという大きな成果を生み出す見込みとなっています。

EKIはこれまで自前の施設を持たず、コンサルタントは研修先の工場や企業に直接出向いて個別に指導していたため、活動は首都アディスアベバ周辺に限られていました。無償資金協力で現在、建設と機材の調達が進んでいるTICAD産業人材育成センターは、この問題を解決し、エチオピアにおける「カイゼン」の普及をさらに後押しするものです。アフリカ連合（AU）本部の近くに建設中の同センターは、EKIの本部事務所に加え研修・宿泊施設を備える予定となっており、地方からの研修生が宿泊して研修を受けることができるようになります。

同センターの設計および施工監理を行う日本工営・コーエイリサーチ&コンサルティングJVの皇合善文氏^{ほしあいのしのみ}は次のように語ります。「センターの完成後は、年間で最大約1万2,000名の研修生を受け入れることが可能になります。新型コロナウイルス感染症の影響で工事が一時中断しましたが、できるだけ早く完成させて、人材の育成とエチオピアの発展につなげてほしいです。」

エチオピア政府は、TICAD産業人材育成センターについて、国内向けの研修施設にとどまらず、近隣諸国に「カイゼン」を広める際にも活用することを視野に入れており、同センターは、アフリカの中核的な人材育成拠点の一つとして、近隣国からも研修生を受け入れる予定です。10年以上に及ぶ日本の地道な協力が実を結び、アフリカ大陸で、日本流の「カイゼン」の取組が着実に根付いています。



縫製業の工場現場で製造工程の「カイゼン」を指導する日本人専門家（写真：日本開発サービス）

* どうすれば少しでも生産過程のムダを省き、品質や生産性を上げることができるか、生産現場で働く一人ひとりが自ら発案し、実行していく手法。戦後の高度成長期の日本において、ものづくりの品質や生産性を高めるために製造業の現場で培われた取り組みで、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」（5S）などが基本となっている。